

○ 盛岡市立総合プール(盛岡市市民プール条例)

ア 一般利用の場合の利用料

区分		一般	高等学校生徒	中学校生徒以下の者
普通利用（1回につき）		700円	400円	300円
回数利用	5回につき	2,800円	1,600円	1,200円
	10回につき	5,250円	3,000円	2,250円
	15回につき	7,350円	4,200円	3,150円
団体利用（1人1回につき）		490円	280円	210円

備考 団体利用の利用料は、30人以上の団体で責任者のあるものについて適用する。

イ 貸切利用の場合の利用料

区分		土曜日及び休日 (1時間までごとに)	平日 (1時間までごとに)
メインプール	全面を利用する場合	26,000円	20,000円
	2分の1を利用する場合	13,000円	10,000円
	50メートルのコースを利用する場合（1コースにつき）	3,250円	2,500円
	25メートルのコースを利用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
サブプール	全面を利用する場合	9,100円	7,000円
	25メートルのコースを利用する場合（1コースにつき）	1,620円	1,250円
飛込プール		6,500円	5,000円
会議室			500円
研修室			500円

備考

- 1 「休日」とは、日曜日及び国民の祝日に関する法律に規定する休日をいう。
- 2 貸切利用をする者が入場料その他これに類する金銭を徴収する場合又は営業の宣伝その他これに類する目的をもって催しを行う場合の利用料の額は、この表により算定した額の2倍に相当する額とする。

ウ 附属の設備の利用料

区分	金額
放送設備一式（1時間までごとに）	1,000 円
電光表示設備一式（1時間までごとに）	2,000 円
競泳競技用設備一式（1日につき）	5,000 円
シンクロナイズドスイミング競技用設備一式（1日につき）	1,000 円
水球競技用設備一式（1日につき）	3,000 円
飛込競技用設備一式（1日につき）	3,000 円